

事務連絡
令和7年4月15日

各都道府県トラック協会
会長殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



企業等における公正な採用選考の実現に向けて（要請）

平素は当協会の事業運営に格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省職業安定局長より別添のとおり、企業における採用選考において、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、適正・能力に基づいた採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう周知の要請がありました。

公正な採用選考システムの確立に向けては、企業に対する周知・啓発に取り組んでいるところではありますが、面接や応募用紙等で「本籍・出生地」や「家族」に関するなどを把握するなど、就職差別につながるおそれのある不適切な事象も依然として発生している現状にあります。

つきましては、公正採用選考の趣旨を改めてご理解いただき、適正な応募用紙の使用等各企業内での周知により公正な採用選考が実現されるよう、貴協会傘下会員事業者に対し、周知・啓発のご協力をお願いいたします。

【HP掲載ページ】

公正な採用選考を目指して（厚生労働省特設サイト）

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/index.html>

（事業主の皆様へ）公正採用パンフレット

https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/assets/pdf/basic/03.pdf?202504_04

以上

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人全日本トラック協会 経営改善事業部 電話：03-3354-1056



職発 0328 第 10 号
令和 7 年 3 月 28 日

公益社団法人全日本トラック協会 代表者 殿

厚生労働省職業安定局長

企業等における公正な採用選考の実現に向けて（要請）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、適性・能力に基づいた採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう周知・啓発を行っています。

近年、情報化の進展に伴いインターネット上に差別的な書き込みが行われるなどの状況変化が生じていることを踏まえ、平成 28 年 12 月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」の着実な施行により、国として部落差別を解消するための教育・啓発等の取組みを進めているところです。

公正な採用選考システムの確立に向けては、企業に対する周知・啓発に取り組んでいますが、その一方、採用担当者のみならず企業トップクラスにおいても、面接や応募用紙等で「本籍・出生地」や「家族」に関するなどを把握するなど、就職差別につながるおそれのある不適切な事象も依然として発生している現状にあります。

近年、我が国を含め世界が大きな変化に直面する中で、いかに新しい時代に対して柔軟な対応ができるかが大きな課題となっています。つまり、社会の変化を取り入れ、多様化した価値観を尊重することができるかが求められているということです。

この変化は企業に対しても例外ではなく、企業が多様性を受け入れ、多様な人材を活躍させることができるかが注目される時代になっています。そのような中、仮に、採用選考の場面で応募者の人権を軽視するような言動が明らかになれば、人材確保に支障を来すばかりか、社会的な批判からステークホルダーの信頼を損ない、企業価値を低下させることにもつながりかねません。

貴団体におかれましては、こうした公正採用選考の趣旨を改めてご理解いただき、「公正採用選考人権啓発推進員」の適切な配置、推進員や企業トップクラスに対して労働局、ハローワークが行う研修会への積極的な参加、適正な応募用紙※の使用等各企業内での周知により公正な採用選考が実現されるよう、上記のとおり、貴団体傘下・会員企業に対し周知・啓発の御協力をお願い申し上げます。

※適正な応募用紙について

○指定している応募用紙を使用してください

- ・新規中学校卒業予定者については「職業相談票（乙）」（別添 1）、新規高等学校卒業予定者については「全国高等学校統一用紙」（別添 2）を使用してください。

○就職差別につながるおそれのある事項を除いた応募用紙の使用を推奨しています

- ・新規大学等卒業予定者については、「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」（別添 3）及び「厚生労働省履歴書様式例」（別添 4）の使用を推奨しています。
- ・一般求職者については、「厚生労働省履歴書様式例」（別添 4）の使用を推奨しています。

注) 令和 6 年度に、上記「職業相談票（乙）」（別添 1）、「全国高等学校統一用紙」（別添 2）及び「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例（別添 3）の改定を行っています。

改定後の用紙は、下記の「公正採用選考特設サイト」からも参照できます。

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/>

1. 学校名

応募書類

(中)職業相談票 [乙])

写真貼付

1 ふりがな	2 氏名	3 性別	4 生年月日	年 月 日 (満 歳)
5 現住所	(郵便番号)			

6 学業成績	必修教科名	3 学年	選択教科名	3 学年	7 出席状況	学年	欠席日数	主な理由	特記事項
	国語					1			
	社会					2			
	数学					3			
	理科								
	音楽								
	美術								
保健体育									
技術・家庭									
外国語									
11 段階評価									
11 行動の記録	項目	行動の状況	項目	行動の状況	12 本人のアピールポイント・推薦事由等				
	基本的な生活習慣		思いやり・協力						
	健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護						
	自主・自律		勤労・奉仕						
	責任感		公正・公平						
	創意工夫		公共心・公徳心						
	本人の特長を示すものに○印を付けるものとする。								

年 月 日

中学校長

(所在地)

(郵便番号)

(電話番号)

※安定所記載欄

受付番号

公共職業安定所

履歴書

令和 年 月 日現在

ふりがな	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)
ふりがな	
現住所	〒
ふりがな	
連絡先※	〒

写真をはる位置
(30×40mm)

在籍校※	令和 年 月	高等学校卒業見込み 高等学校卒業
------	--------	---------------------

職歴※	平成 年 月	
	令和	
	平成 年 月	
	令和	
平成 年 月		
令和		

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること)

資格等	取得年月	資格等の名称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
校内外の諸活動※		
志望の動機・アピールポイント等※		
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により令和6年度改定)

調査書

(応募書類 その2)

ふりがな				現住所			
氏名							
昭和・平成 年 月 日生				性別			
学校名				在学期間	平成 年 月 入学 令和 (第 学年) 編入学・転入学		
課程名	全・定・通	学科名	科		平成 年 月 卒業・卒業見込 令和		

学習の記録												
教科・科目		評定		教科・科目		評定						
教科	科目	1年	2年	3年	4年	教科	科目	1年	2年	3年	4年	

	修得単位数			
	1年	2年	3年	4年
総合的な探究(学習)の時間				
留学				

本人のアピールポイント・推薦理由等			
-------------------	--	--	--

特別活動の記録			
---------	--	--	--

出席状況	欠席日数	1年	2年	3年	4年	特記事項	
	欠席の主な理由						

記載者			
-----	--	--	--

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

令和 年 月 日
(所在地) 〒
(学校名)
(電話番号)
(校長名)

〈新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例〉

履歷書

自己紹介書

大学	学部	学科
得意な科目 及び 研究課題		
クラブ活動 スポーツ・ 文化活動など		
資格等		
志望の動機 アピール ポイント等		

※「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

(注) 黒インクまたは青インク、楷書、算用数字を使用

〈厚生労働省履歴書様式例〉

履歴書

年 月 日現在

ふりがな
氏名

- 写真をはる位置
- 写真をはる必要がある場合
- 1. 縦
横
- 2. 本人單身胸から上
- 3. 裏面のりづけ

年 月 日生 (満 歳) 性別

ふりがな 現住所	電話

ふりがな 連絡先 〒	(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	電話
---------------	-----------------------	----

志望の動機、特技、好きな学科、アピールポイントなど

本人希望記入欄（特に給料・職種・勤務時間・勤務地・その他についての希望などがあれば記入）

※「性別」欄:記載は任意です。未記載とすることも可燃です。



その質問…

「面接」で必要？

(事業主のみなさまへ)
詳しくは
公正採用選考特設サイト



出身は
どこ？

親の
職業は？

何人
兄弟？



あなたの会社は大丈夫？
人権に配慮した公正な採用選考ができているか、チェックしてみましょう

自社の採用選考における質問事項をチェックしてみましょう！

エントリーシート編

- 本籍や帰省先を記入する欄がある
- 合理的・客観的な必要性がないのに健康状態や既往歴を記入する欄がある
- 家族構成や家族の職業など、家族に関することを記入する欄がある

採用面接編

- 場を和ませるつもりで、家族や出身地に関する話を聞いている
- 家の間取り、借家・持ち家などの住宅状況について聞いている
- 思想や信条に関する話、愛読書などについて聞いている

1つでもチェックが入ったら、不適切です

上記の項目は本人の適性や能力と関係ありません。質問項目から外しましょう。

採用基準とするつもりがなくてたずねた内容であっても、回答を受け、いったん適性と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を与える可能性も出てきます。

エントリーシートや面接の質問内容には、十分な配慮が必要です。

質問事項を事前に調整するなど、面接担当者間で不適切な質問に対する認識を共有しましょう。

※平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じています。同和問題に関する差別は許されないものであるという認識の下、本籍や出身地を探査に影響されることなく、本人の適性・能力に基づいた採用基準にすることによって部落差別のない公正な採用選考を実現しましょう。

詳しくは最寄りのハローワークまで

公正な採用選考を行うポイント!!

1 応募者に広く門戸を開く

出自、障害、難病の有無及び性的マイノリティなど特定の人を排除せず、求人条件に合致する全ての人が応募できるようにしましょう。

- なお、法律上、事業主は労働者の募集及び採用について、
- 性別にかかわりなく均等な機会を与えるなければなりません(男女雇用機会均等法第5条)
 - 障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えるなければなりません(障害者雇用促進法第34条)
 - 原則として年齢制限を設けることはできません(労働施策総合推進法第9条)

2 本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とする

応募してきた人が「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要となる適性や能力をもっているか」ということに基づいた基準による採用選考を行いましょう。

職務内容によって、適性・能力を判断するにどのような事項が適当であるかは異なりますが、「**本人に責任のない事項**」や「**本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)**」はそもそも本人の適性・能力とは関係ないことです。

本人の適性・能力とは関係ないことを面接時にたずねることはもちろん、エントリーシートに記載させたり、作文の題材としたりすることは、就職差別につながりかねません。十分に気を付けましょう。

具体的に気をつけることは?

就職差別につながるおそれがある14事項

本人に責任のない事項の質問

本籍・出生地
家族
(職業・続柄・健康・病歴・地位・
学年・収入・資産など)

住宅状況
(間取り・部屋数・住宅の種類・
近隣の施設など)

生活環境・家庭環境など

本来自由であるべき事項の質問 (思想・信条にかかわること)

宗教

支持政党

人生観・生活信条など

尊敬する人物

思想

労働組合(加入状況や活動歴など)、
学生運動などの社会運動

購読新聞・雑誌・愛読書など

採用選考の方法

身元調査などの実施

本人の適性・能力に関係ない事項を
含んだ応募書類の使用

合理的・客観的に必要性が認められない
採用選考時の健康診断の実施

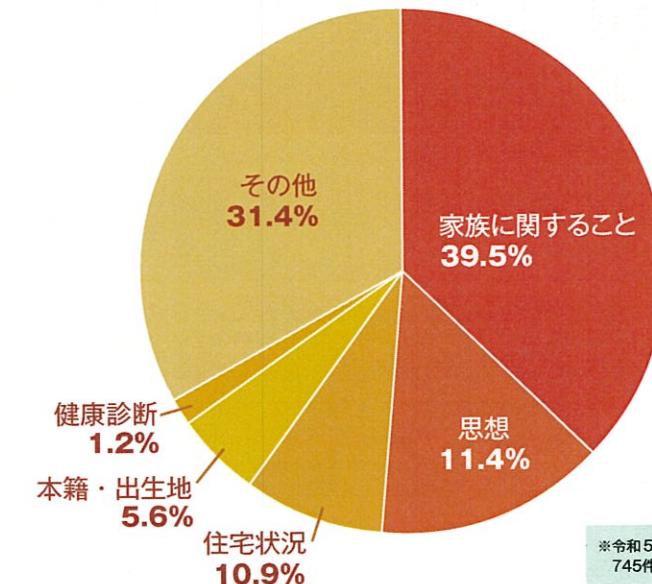
※ここに記載したものに限らず、差別につながる事項に気をつけてください

不適切な採用選考の実態

応募者から「本人の適性・能力以外の事項を把握された」との指摘があったもののうち、

「家族に関すること」の質問が多く占めています。

直接の空気を和らげるために聞いてしまうケースが多いようですので、注意しましょう。



※令和5年度にハローワークで把握した
745件の内訳

求職者等の個人情報の取扱いについて

・職業安定法では、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報を収集、保管、使用する際には、業務の目的を明らかにし、業務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない旨を規定しています
・法に基づく指針が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています

個人情報の収集は、本人から直接又は本人の同意の下で収集することが原則です

次の個人情報の収集は原則として認められません

○人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

- ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
- ・容姿、スリーサイズ等差別の評価に繋がる情報

○思想及び信条

- ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

○労働組合への加入状況

- ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

違反したときは

・違反行為をした場合は、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等の対象となる場合があります

・改善命令に違反した場合は、罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります